

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

当局より、保育所長の梁取洋一君の欠席届けがありました。

6番、平山真恵美君より、欠席の届けがありました。

定足数に達しましたので、ただ今から令和6年只見町議会8月会議を開会します。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（佐藤孝義君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番、小沼信孝君、8番、山岸国夫君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、おはようございます。

令和6年8月会議にあたりまして行政諸報告を申し上げます。

1、町職員の異動について。令和6年8月9日付で、副町長に保育所長事務取扱の辞令を

発令いたしました。

2、町職員の懲戒処分について。個人住民税の不適切な事務処理事案に対し、担当職員を令和6年8月20日付で12か月間、減給10分の1の懲戒処分を行いました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第3、議案第52号 町長等の給与及び旅費に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本日、提案させていただいております議案の中で、ただ今、議長よりお話がありました議案第52号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。また、続いて、議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ただ今、行政諸報告で職員の懲戒処分につきまして報告させていただきました。そういったことを踏まえまして、今般の町民税の不適切な事務処理につきまして、改めまして町民の皆様、関係者並びに議会各位の皆様にお詫び申し上げますとともに、それらを踏まえまして、今般、私並びに副町長の減給の条例を提案させていただきますので、ご審議のうえご理解を賜りますようお願い申し上げます。

具体的な議案の説明につきましては、総務企画課長より説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、議案第52号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましては附則に次の1項を加えるということで、令和6年9月1日から令和6年9月30日までのひと月間、町長の給料月額につきまして100分の20を減額をするということで措置をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑はございませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） この給料の条例の一部改正ということですが、これ、先ほど町長からも説明がありましたように、個人住民税の不適切な事務処理ということに、からの中身だということですがけれども、先ほどあの、町長の行政諸報告の中では、これに絡んで、町職員の懲戒処分についてということで担当職員、8月20日付で12ヶ月間減給10分の1の懲戒処分を行ったと。これ、町の懲戒処分の規定に基づいて、前にあの、全員協議会の時にはそれなりの対応をするという、この事案の時の報告がありました。で、今回のこの町職員のこの懲戒処分の扱いについての、この町の規定による範囲というか、その辺は、町長、副町長の、これ、処分にはなっていないけども減給するという中身なんで、その町職員の処分の在り方、検討する、今回の検討した中身、で、それに基づいてのこの町長、副町長の減給処分だと思うんですが、その辺の内容、よくわかんないんで、もう少し詳しく報告いただければと思います。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） まず、今回の処分といいますか、職員の処分につきましては、懲戒審査委員会を開催させていただきまして、その中で審査をいただきました。これにつきましては国の懲戒処分の指針に基づく非違行為等の基準に基づきまして、事案によって免職から、免職、減給、停職、解雇、4段階、懲戒処分としてはございます。この中で職責等を鑑みまして減給12月ということで処分を決定いただいたところでございます。で、今回の議案であります特別職、町長の部分につきましては、過去の事例であったり、また、近隣の町村での事例、事案を基に、今回、ひと月100分の20の減額ということで提案をさせていただいているものでございますのでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第52号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということで、先の議案と同様な部分で、副町長の給料月額につきまして100分の10を9月1日から9月30日までのひと月間、減額をするというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第53号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、議案第54号 建物売買契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○農林建設課長（星 一君） 議案第54号 建物売買契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり売買契約を締結するものです。

1、契約の目的、只見町建物提案型公営住宅売買事業。2、契約の方法、随意契約（公募

型プロポーザル)。3、契約金額、1億4,630万円。4、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区本町二丁目16番10号、積水ハウス株式会社東北シャームゾン支店、支店長、櫻井直樹でございます。

本事業につきましては、町が用意した小林字下照岡地内の町有地に、町が定めた仕様に基づき、事業者が提案する住宅等を完成させ、町がそれを買取る事業でありますけれども、プロポーザル審査会を経て優先交渉権者を決定後、議会の6月会議におきまして内容等を説明をさせていただき、予算議決をいただいております。

その後、お配りをいたしました資料のとおり、失礼しました、7月1日付で基本協定を締結をしておりましたけれども、お配りさせていただいた議案第54号資料のとおり、8月1日付で建築基準法第6条第1項の規定によります確認済証を取得されたことから、今回、売買契約の諸条件が整ったと判断をいたしまして8月16日付で仮売買契約を締結をさせていただいたところでございます。

6月にもご説明を申し上げましたが、地元、小林区への説明会につきましては6月3日に開催をしております、その際に要望がございました建物位置を可能な限り、国道側の、要は後ろ側に下げてほしいとのご意見を頂戴していたところでございますが、提案事業者と協議をさせていただきまして、資料のとおりですね、資料の裏面の2枚目でございますけれども、当初提案、正面の町道橋場上坪線から2.6メートル離れたところに建築予定でございましたが、4.25メートル、約1.7メートルほど後ろに下げて建築することと、提案事業者と合意をしたところでございます。また併せて、建物の西側、いわゆる国道から町道、住宅側に下りてくる町道上照岡線というものがございますけれども、そこに蓋付側溝への改良要望もございまして、そちらにつきましては実は現場打ち側溝でありましたけれども、町でも一度、積算をしましたところ、価格以下での追加施工が可能だということで、本事業に追加して実施をすることとさせていただいたところです。この点を踏まえた変更につきましては、既に地元集落について回覧等で周知をさせていただいたところでございます。

また、今回の相手方のグループ構成員でございますけれども、町内の株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所も参画をしておりますところでございます。工期といたしましては、住宅部分につきましては令和7年1月31日、外構と躯体施設につきましては令和7年5月31日とさせていただいております。令和7年4月には入居ができるよう、2月中には入居募集ができる形で進めてまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第54号 建物売買契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案54号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 議案の説明の前に資料の配付の許可を願います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付ください。

〔資料配付〕

○朝日診療所事務長（横山伸成君） それでは、議案第55号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。

1、名称、種類、数量でございます。一般X線撮影間接変換FPD装置一式。契約の方法、随意契約。3、契約金額、1,815万円。4、契約の相手方、福島市松浪町8番13号、株式会社三陽、代表取締役、鈴木章友でございます。

この一般X線撮影間接変換FPD装置と申しますのは、まずレントゲン装置、レントゲンの写真を撮る装置群の中の一つでございます。まずあの、レントゲンですのでX線を出して、それを、今まではX線の強度を板に移して、それをアナログで変換をしまして、その後、コンピューターに取り込んでいたというようなものなんですけども、現行の機器につきまして保守期限を1年延長をしてもらっていて運用をしておりますが、今回、その保守期限ですとか、機器の在庫等もありまして今回更新させていただくものでございますが、今回、新しい機械になりますと、X線の光と申しますか、それを、今度、直接、デジタルでX線の光を取り込むことができる装置というのが今の主流になっておまして、ほぼそれに切り替わっているんですけども、それを直接、今度、コンピューターを通して画像処理と申しますか、機器のほうに取り込むというような、直接取り込むことで、より鮮明なレントゲン写真を取り込むことができるというような機器の一式になってございます。

契約のほうでございますが、当初、入札会の通知を出しましたが、5者に出したんですけども、4者から辞退の申し出がありまして、残り1者に対しまして随契の意思の確認をいたしまして、その後、随契をさせていただいたというものでございます。

今回、その相手方、株式会社三陽と仮契約を交わしているというものでございます。

今回の機器につきましては、診療所は一次診療の場所でありまして、内科や外科等でもこのX線撮影のほうは必要な、医療措置には必要なものでございますので、今回、購入のほうをさせていただきたいというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 1点お伺いします。

先ほど事務長がおっしゃられたところをもう少し深く伺いたいというところなんですけれども、診療所に必要なものだというふうにお話をされたんですけれども、我々議会としては3月予算は可決をしておるといふような認識であります。で、そこからだいぶ環境が変わっております。それから私のほうの発言としては、診療所の運営方針というもの、計画は見直しだとか更新の話もしておりますが、まずは現場、急ぎのことがあるということとされているというふうな認識であります。ですので、ここ、予算は通っておりますが、今、このタイミングでこの大きい金額を購入をするというところは、その診療所の運営方針というものがあある程度、協議されていったんだなというふうには思っておりますが、なので、どういう協議をされているのかというところですね。今まで3月の時点と、じゃあ、実際、これ、今だいぶ変わっている中で、じゃあ、どこの運営方針を、例えば、失礼しました、レントゲンだけは絶対やると、耐用年数分だけは、保守期限が切れるまではやるだとか、そういうふうな具体的な協議をされていたのかというところ、そういった協議内容をもう少しお伺いしたいという質問であります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） ただ今、議員からお質しのありました環境が変わっての、この機器についての検討ということと存じますが、確かに診療所のほうは診療体制が大幅に変更になってございます。現状としましては、一言で言えば縮小というような言葉になるのかなと思います。そんな状況の中でも、じゃあ、この機器を買うにあたって、やはり内部でも検討をさせていただきまして、この機器はいわゆるあの、レントゲンの写真を撮る機械ということになりまして、まずあの、この機械なんですけども、まずあの、普通の診療でも、一次医療をするうえでも、普通の診療の中では必要不可欠なもので、今後、というか、当面、応援の医師で診療を繋いでいくにあたって必要なものであるということを確認いたしました。また、当然、この後、なんとかして常勤医の人に就いてもらって、というふうに強く思っているわけですが、常勤医が来てくださったとしても、今現状の応援医師であろうとも、やはりこのレントゲン撮影というのは診療には必要不可欠なものであって、これはもう、保守期限、秋には、11月までということで延長させていただいております。それまでになんとか導入をして、診療を継続して、さらに今回、機器が新しくなることによって、これまでよりもレントゲンの画像が格段に良くなる。で、このレントゲンの画像

ですとか、CTですね、の画像なんかは竹田病院とも画像のやりとりをやったりして、また向こうのほうでもチェックしてもらえるとというようなこともありますので、今まで以上にレントゲンによる診断の精度というのは上がっていくだろうから、ということで期待をしております、これについては今後の地域医療をしていくうえでも必要なものというふうに内部で話し合っていて、今回、購入をさせていただきたいというものでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） この機械のメンテナンス関係、年間どのぐらいかかるのかというのと、耐用年数どのぐらいを見込んでいらっしゃるのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 朝日診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） まずあの、今回、機械が新しくなるので、一年間はメーカー保証というところがありますので、追って保守料等についてはみていきたいなというふうには思いますが、ちょっと、すみません、今、手元に、おおよその資料がちょっとなかったんですけども、これの耐用年数でございます。これの耐用年数なんですけども、いわゆる、これ、一般的な電子部品ということもありまして、そうすると、当初、メーカーのほうでは5年というような話もあったんですけども、これ、今、多くの医療機関が導入しているものでありまして、そして多くの医療機関のほうからも、やはりあの、電子機器とはいえ、その5年というのはあまりにもっていう声が非常に多く出ているということを経験したところから聞き取りをさせていただいたところで、今後、メーカーのほうでも、10年ということを一つの目途にしていきたいということでお話はいただいております。そして、これは、10年ていいますのは、レントゲンの画像を直接受け取る17インチ×14インチ、または17インチ×17インチの大きさの板といいますか、ぱっと見、薄型テレビみたい、タブレットのようなものなんですけども、それが大体10年、で、これを管理するためのパソコンのほうなんですけども、7・8年というようなことで、やはりあの、現場サイドのほうからは、そういうことでなんとか保守を延ばしてもらいたいということで、もう、声がすごくあるので、メーカーのほうでもそのような、約10年ということを目途に検討というか、今後、対応していくということをお話を聞いております。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、10年後には、また新しい機械を買い替えなければいけないという認識でいるしかないのか。それとも修理がきくものなのか。その辺のところと、あと10年となりますと、結局はレントゲン技師の確保も今後、検討をしていかなければならない課題だと思いますけれども、その辺の人材確保に関する見通しと、両方を伺います。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） ただ今、まずあの、一つの目安として、今、10年というところで、それが過ぎた後の対応ということでございますが、10年経った後は、買い替えの検討が出てくるというふうに存じております。

そして、レントゲン技師のほうも、10年後には退職の年数を迎えておりますので、何らかの確保に向けて、という形になろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） 先ほど説明の中で、今年度中に保守期限が迎えるという説明がありました。ちょっと延長もして、なんとか使っているということでしたけども、今年度中に保守期限が迎えるということは、あらかじめわかっていたことだと思うんですが、3月の当初予算でなく、今回、このような形で年度の途中で予算、補正というか、なったという理由をちょっと伺いたいと思います。すみません。ちょっと。何故、当初でなかったのかなということがちょっと疑問ですので伺います。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 当初予算に予算はあげておまして、今回につきましては備品の購入費、備品の購入ということでございまして、一応、700万以上ですと議会の議決をいただいてから本契約といいますか、購入のほうをさせていただくということで、今回、購入について議案のほうを出させていただいたというものでございます。

○議長（佐藤孝義君） 5番、目黒道人君。

○5番（目黒道人君） ちょっと、ごめんなさい。経過がよくわからないまま質問をしてすみませんでした。

デジタル化される良い機会だと思いますので、十分活用してほしいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 質疑はほかにありませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 確認なのですが、先ほど事務長のほうで、CTとかについては竹田病院のほうでの画像分析をしていただくということで、今回、今までレントゲンについてはアナログということで、そういうのができなかったのか。今回、レントゲンについてデジタル撮影ができて、これについても当直医師の診断、それから竹田病院と、大きな中核病院のほうへの画像分析も併せてできるのか。その辺についてお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） 今までですと、アナログの画像をデジタル化して取り込んでいたというところで、いずれあの、CDに焼いたりですとか、そういうことで情報提供ということで各、紹介状とかと一緒に各病院に持っていってもらったりとか、そういうことはできておりました。一応、アナログ画像をデジタルで取り込んでいたので、転送してやりとりもできてはいたんですけども、今回、大きく変わります点が、もうストレートに、写真をデジタルで取り込むことができるということで、相当、相当といいますか、きれいになると、デジタルで取り込むことができるので、画像の例えば濃淡ですとか、なんか、私もちよっと、あれですが、強調したい部分ですとか、いろいろこう、画像処理が非常に、今までではできなかったんですけども、そういうこともできるようになるということで、あと、竹田病院のほうに画像そのものを送るというのもできるはずですよ。できます。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 今般、新しくこのデジタル機器を導入するということで、診療所には専門医がいらっしゃいませんので、そういう中核病院とのデジタル機器の連携をとりながら、的確な診療ができるよう、是非、運用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第55号 財産の取得については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第56号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第7、議案第56号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） では、議案第56号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、第1条におきまして、既定の歳出予算の総額61億6,883万5,000円のうち、340万円を科目更生をするものでございます。

2項におきまして、歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算につきましては第1表 歳出予算補正によります。

1ページが第1表でございます。

衛生費の保健衛生費におきまして340万円、増額をさせていただきまして予備費で調整をさせていただいております。

2ページ以降、事項別明細書になっておりますが、内容につきましては担当課のほうから

ご説明させていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

[資料配付]

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長。

○町民生活課長（増田 功君） それでは、歳出でございます。

款の4、衛生費。項の1、保健衛生費。目の3、環境衛生費で、18負担金、補助金及び交付金として340万円を計上するものであります。こちらのほう、給水施設改良事業補助金ということで、6月に布沢町水道組合、そして布沢区から要望、町のほうへ要望、議会のほうへ陳情がございました。給水施設を改修したいということで、この度、事業者のほうから相談がありまして、それに伴います予算措置ということで340万円の計上でございます。

お配りしました只見町公共事業補助金交付規則によります補助金の交付になってございます。を予定してございます。

こちらのほう、別表の第2条関係の3の給水施設事業、そこの許可外事業ということで、給水施設の新設改良等の事業であって町長が認めたもの。こちらのほうを活用をさせていただいて、支障のあります給水施設の支援をしてまいりたいと思っております。

そして、続いて歳出でございますけれども、13予備費で340万円を減額いたしまして調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 早速、動いていただいて良かったなと思っております。

それで、この340万円の算定についてですけれども、何を基に340万円という金額をはじき出されたのかお伺いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） こちらのほうですね、予定されております事業費から、この

補助金の規則にございます、1戸あたり7万円、事業費から7万円掛ける19戸、19戸が加入しているということで、それをマイナスした金額での積算になってございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） その事業費というのは、その集落からあがってきた見積もり関係であるのか。そうではなくて、例えば事業者からあがってきたものなのか。どういう形でそちらのほうに事業費としてあがってきたんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 補助金を申請する予定ということで、集落からの見積もり、見積もりといたしますか、積算でございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第56号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 上着の着衣を求めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

（午前10時44分）